別記様式第１号（第７条関係）

（表面）

年　　月　　日

廿日市市老朽危険空き家除却支援事業

事前調査申請書

　廿　日　市　市　長　　様

申請者　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　連絡先

　廿日市市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により、次のとおり事前審査を申請します。

　また、申請内容の確認のために必要があるときは、不動産登記に関すること、固定資産に関すること、市税等に関すること、住民基本台帳及び戸籍台帳等に関することについて、市長が関係機関や庁内関係部署へ照会を行うこと及び申請に係る建築物とその敷地への立入り調査を行うことを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の所有者の氏名 |  |
| 建物所有者の続柄 | □ 本　人　　□ 相続人　　□ 土地の所有者・相続人 |
| 建築物の所在地  （地名地番） |  |
| 建築物構造・規模 | □　木　造　　□　その他（　　　　　　　　） |
| 延べ面積　　　　　　　㎡　　　階数　　　　階 |
| 建築物用途 | □　戸建住宅　□　長屋住宅　□　併用住宅（居住部分の面積：　　㎡） |
| 立会調査 | □　立会調査希望日　　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃 |
| □　立会いはできませんが、調査員による建築物及びその土地への立入り調査について承諾します。 |

（裏面）

|  |
| --- |
| 【添付書類】  　□老朽危険空き家の所有者が確認できる書類  　　　□登記事項証明書（建物）  □未登記の場合は固定資産税（補充）課税台帳登録事項証明書  　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□老朽危険空き家が存する土地の所有者が確認できる書類  　　　□登記事項証明書（土地）  　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □事前申請者が建物の所有者、その相続人又は土地の所有者等であることが確認できる書類  　　□登記事項証明書（建物又は土地）  　　　□登記事項証明書に記載の住所と、現在の住所が異なる場合は、戸籍の附票など  □建物が未登記の場合は固定資産税（補充）課税台帳登録事項証明書  □相続人の場合は戸籍謄本等（相続人であることが確認できるもの）  　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □付近見取図  □現況写真  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注１）この申請書は、上記建築物が同事業補助金交付要綱第２条における老朽危険空き家に該当するか否かの判定をするため、あらかじめ調査、審査を申し込むものです。該当すると判定されたものは、別途補助金の交付申請が必要となります。

なお、老朽危険空き家であるとの判定を受けた場合であっても、同事業補助金交付要綱に定めたそのほかの要件を満たさなければ、補助を受けることはできません。

（注２）この申請に基づき、老朽危険空き家と判定され、建築物の除却を実施しない場合、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空き家特措法」という。）第12条第1項に規定する指導・助言を行う場合があります。